

公 示 日 : 2023 年 11 月 15 日 (水)

調達管理番号 : 23a00744

国 名 : 全世界

担 当 部 署 : 地 球 環 境 部 水 資 源 グ ル ー プ 水 資 源 第 二 チ ー ム

調 達 件 名 : 全 世 界 水 の 防 衛 隊 の 活 動 結 果 ・ 進 路 に か か る 情 報 収 集 ・ 確 認 調 査
(水衛生分野の調査・分析・広報)

適用される契約約款 :

- ・「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 水衛生分野の調査・分析・広報
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : その他

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 12 月下旬から 2024 年 2 月下旬
- (2) 業務人月 : 1.88
- (3) 業務日数 : 総業務日数 40 日

本業務において水の防衛隊や現地 C/P へのインタビューなど現地業務については、7日間(往復渡航日を含む)を上限とし、具体的な調査業務日程を提案ください。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1部
- (3) 提 出 期 限 : 2023 年 11 月 29 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023 年 12 月 8 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	水衛生にかかる調査・分析・広報業務
対象国及び類似地域	アフリカ地域及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：提案される渡航国によりますが、ルワンダ（想定国）の場合は、黄熱に感染する危険のある国から来る、1歳以上の渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。

6. 業務の背景

水と衛生に関する国際的な目標は、2001年に策定され2015年まで取り組まれていたMDGs「安全な飲料水を持続的に利用できない人々の割合を半減する」に引き続き、SDGsにおいても「2030年までにすべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」という目標が掲げられている。アフリカ地域の水問題はますます深刻化し、今世紀の最重要課題になるとも言われている。

アフリカで水と衛生に関する課題に取り組む海外協力隊「水の防衛隊」は、2008年5月に日本で開催された第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）においてその構想が提唱された。以来14年にわたり隊員を継続的に派遣し、2023年8月末までに21か国に累積300名以上が派遣され、10か国で24名が活動中である。水の防衛隊は、安全な水へのアクセスや衛生啓発に係る活動を通じ、これまでMDGsやSDGsの水・衛生分野へ貢献してきた。近年、SDGsの取り組み促進及び新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、水衛生と栄養や保健、教育分野等幅広いセクターとの連携や衛生分野への関心の高まりからも、水の防衛隊の活躍は益々期待されている。特に世界的な手洗いへの意識の高まりを受け、手洗い啓発を行う学校や保健分野等の隊員も幅広く水の防衛隊として含まれるようになった。また、自由な発想によって現地課題の解決を目指したイノベーションを起こしたり、さまざまな世代のJICAプロジェクト専門家や現地のアクターと協働し、相手国政府の政策へも影響を与える等、際立った成果をあげる事例も出ている。また、水の防衛隊の任期終了後、開発業界をはじめさまざまな分野で水の防衛隊出身者が活躍しており、若手起業家も輩出している。

JICAは海外協力隊をJICAグローバルアジェンダの最終目標や価値を共有し、目

標達成へのシナリオを踏まえ、自由かつ自発的に個性や工夫を発揮するパートナーと考え、2022年度から JICA グローバルアジェンダ隊員への登録を開始した。水分野においても、グローバルアジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」への水の防衛隊の貢献が期待されている。SDGs 達成に向け水と衛生に関する支援のニーズは引き続き大きく、2025年に横浜で開催される予定の TICAD9 においても、日本の貢献策としての発信が期待される。

以上の背景を踏まえ、2023年で15年の節目を迎える水の防衛隊について、発足からこれまでの活動の成果、帰国後の社会での活躍、JICA グローバルアジェンダや SDGs への貢献をまとめ、日本の貢献策として対外的に発信するための分析を行うとともに、今後の水の防衛隊の要請開拓や支援方法について検討することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、海外協力隊及び水の防衛隊の仕組みや JICA グローバルアジェンダについて十分に把握のうえ、JICA 職員等と協議・調整しつつ、水の防衛隊の要望調査票及びボランティア報告書をもとに調査を行う。詳細の調査については、個別のインタビューや、水の防衛隊派遣国（ルワンダ国を想定）にて現地調査を行う。また、進路に係る質問票を作成し水の防衛隊経験者対象に調査を行う。これら水の防衛隊の活動及び進路についての調査結果を体系的に取りまとめるとともに、成果や特徴のある活動等について広報資料の作成を行う。また、今後の水の防衛隊の要請開拓や必要と考えられる技術支援について提言を行う。なお、本案件の具体的な業務内容は以下のとおり。

①水の防衛隊活動の成果に係る調査

JICA が提供するボランティア報告書を読み込み、全体の傾向及び特徴のある活動について調査結果を取りまとめ、報告書及び広報用のパンフレット、パワーポイントを作成する。

(ア)全体の傾向調査

- (a) 2008年から直近までに派遣された水の防衛隊の要望調査票を参照のうえ、第5号ボランティア報告書等の内容を確認し、実績をまとめる。
- (b) 隊員の成果と、以下の項目について関係性を考察する。(項目は一例)
 - (i) 要望調査票における水の防衛隊としてのフラグ立て
 - (ii) 水の防衛隊や派遣前訓練を通じた隊員同士のつながり
 - (iii) JICA が提供する課題別派遣前訓練の内容（オンライン及び寺子

- 屋での研修、「健康と命のための手洗い運動」啓発動画視聴等)
- (iv) JICA 在外事務所と任地の距離
 - (v) JICA 在外事務所の水セクター担当者や企画調査員（ボランティア事業）による支援やコミュニケーション
 - (vi) JICA 地球環境部水資源グループによる支援（W-SAT 通信、お役立ちサイト集、手洗い啓発活動ツール集、技術的な助言等）
 - (vii) 技術協力プロジェクトと隊員の連携
 - (viii) 移動手段
 - (ix) 在外強化費等活動費
 - (x) 広域研修
 - (xi) カウンターパートの受け入れ体制
 - (xii) 初代／継続要請
- (b) 調査の結果から、これまでの活動のハイライトをまとめる。またトレンドを把握し、今後の要請開拓にどのような活動や要素があれば、より多くの若者の関心を引き、より良い人材の確保や活動のやりがい、ひいては活動成果につながるか提言する。さらに、活動における課題を抽出し、JICA から水の防衛隊に対してどのような支援があるとより成果につながるか、どのような環境や条件がそろった場合、どのような活動が実施可能であったか等について考察し、提言する。
- (c) アフリカ以外の水衛生分野の隊員についても、JICA が提供する水の防衛隊への支援内容が有効か、どのような支援が必要か分析する。また、将来的にアフリカに限定せず、アフリカ以外の国にも水の防衛隊を拡大することのメリット・デメリットについて考察する。
- (d) 水の防衛隊の活動成果をどのような定量・定性指標で測ると、よりアピーリングか提案する。
- (e) 調査の結果から、必要に応じて「水の防衛隊」要請開拓のための参考資料”を更新する。

(イ) 特徴ある活動にかかる詳細調査

- (a) 特徴ある活動について個別のインタビューと現地調査により、詳細調査を行う。現地調査の対象地は、現時点では、ルワンダ国東部県で実施されてきたグループ派遣や短期ボランティアと長期ボランティアの同時派遣について成果を分析することを想定しているが、上記（ア）および個別のインタビューの結果、他に適切な事例があれば変更する。
- (b) 全体の傾向調査でよりインパクトを出した活動を抽出し、その成果

と要因を分析する。

② 水の防衛隊の進路調査

水の防衛隊出身者に進路に係る質問票を送付する。質問票集計結果をもとに、以下の項目について分析、考察する。(項目は一例)なお、特徴的な事例については、水の防衛隊出身者本人に直接インタビューを行う。

(ア) 水の防衛隊の経験が自らの進路にどのような影響を及ぼしたか(開発業界人材と接することによって与えられた影響、専門的知識の補填と経験を積んだことによる影響等)

(イ) 水の防衛隊の経験が開発人材の育成に寄与しているか

(ウ) 開発業界以外の就職先において、経験がどのように生かされているのか

③ 広報素材の作成

- ①及び②の結果をまとめ、TICAD9における日本の貢献策として発信するための広報用のパンフレット・パワーポイントを作成する。
- 在外事務所の企画調査員(ボランティア事業)やナショナルスタッフが、水の防衛隊の要請開拓に活用するための営業ツール(先方政府への説明パンフレット(日・英))を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。2024年2月26日(月)までに次の(2)~(5)を電子データにて提出する。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。報告書の印刷、電子化(CD-R)は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関する仕様ガイドライン(2014年11月)」を参照のこと。また上記作成資料は簡易製本とする。

(1) 業務従事者業務従事月報

業務従事者は、業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を毎月初めに監督職員へ提出する。

(2) 業務完了報告書

(3) 調査結果報告書

本業務を通じて調査、分析、考察した結果を本報告書にまとめる。目次(案)は別紙のとおり。調査における情報の有無などをもとに、構成についてはJICAと相談のうえ、決定する。

(4) パンフレット及びパワーポイント素材

- 水の防衛隊の広報資料として、調査結果をわかりやすくまとめた対外発信用パンフレット及びパワーポイント。同資料は、TICAD9の広報資料、JICAHPへの掲載等を想定している。
- 在外事務所の企画調査員(ボランティア事業)やナショナルスタッフが、水の防衛隊の要請開拓に活用するための営業ツール(先方政府への説明パンフレット(日・英))。

(5) 収集資料

業務時に収集した資料及びデータは分野別に整理しリストを付したうえでJICAに提出する。

(6) 議事録等

インタビューを行う場合には、先方と当方での認識の不一致が生じないように記録しておくべきと考えられるヒアリング結果の概要について議事録に取りまとめる。上記提出物の他、JICAが必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

最終報告書 目次案

表紙、序文、要約、目次

第 1 章 調査の概要

- 1.1 本調査の背景と目的
- 1.2 本調査の概要と実施方針
- 1.3 本調査の実施体制とスケジュール

第 2 章 調査 1：水の防衛隊活動の成果に係る調査

- 2.1 過去 15 年の水の防衛隊活動実績の全体傾向
 - 2.1.1 隊員活動の成果と諸項目の関係性
 - 2.1.2 隊員活動のハイライト
 - 2.1.3 要請開拓に必要な要素
 - 2.1.4 隊員活動における課題
 - 2.1.5 隊員活動に必要な支援
 - 2.1.6 対象地域の拡大について
 - 2.1.7 効果的な成果指標
- 2.2 特徴ある活動にかかる詳細調査
 - 2.2.1 特徴ある事例の抽出
 - 2.2.2 現地調査の結果
 - 2.2.3 隊員活動の成果と要因分析

第 3 章 調査 2：水の防衛隊の進路調査

- 3.1 進路調査の結果
- 3.2 隊員経験による進路への影響
- 3.3 隊員経験を通じた開発人材育成
- 3.4 隊員経験による社会還元

第 4 章 まとめ

- 4.1 日本の貢献策としての考察
- 4.2 今後の展望

付属資料 参考文献リスト

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

（2） その他留意事項

① 個人情報の取り扱い

進路調査に係る水の防衛隊出身者への質問票の回答依頼はJICAが本人の了解を得たうえで実施する。さらに、個別インタビューが必要な場合は、JICAが本人の了解を得たうえで、JICAから受注者に連絡先を共有し、受注者が個別に連絡をとる。

受注者は保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講ずる義務を負う。個人情報取扱いについては、契約約款第27条（個人情報保護）及び「個人情報保護に関する特約条項」に従うこと。

10. 特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は、契約期間の内、最大7日間（2024年1月下旬ごろを想定）、1か国（ルワンダを想定）で提案してください。詳細は別途取り決めとさせていただきます。

② 現地での業務体制

業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

JICAルワンダ事務所による便宜供与事項は以下の通りです。

ア) 空港送迎：便宜供与あり

イ) 宿舍手配：便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：便宜供与あり

エ) 通訳備上：なし

- オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じてアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

https://www.jica.go.jp/Resource/publication/pamph/issues/global_agenda.html

- ・ 水の防衛隊ニーズ調査結果報告書（2008年12月）

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11932621.pdf>

② 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループから配付しますので、gegwt@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- ・ 「水の防衛隊」要請発掘のための参考資料

- ・ JWF ウェビナー2023(第1回)“日本発、若者のイノベーション(Innovative Water Security Initiatives)”録画データ(2023年9月)

※JWF ウェビナー2023(第1回)開催報告(2023年9月)

<https://www.waterforum.jp/news/21105/>

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

イ) 配付依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を

求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 在外事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑤ JICA グローバルアジェンダへの理解、海外協力隊及び水の防衛隊の仕組みや活動に関する知識を有することが望ましいです。
- ⑥ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

以上